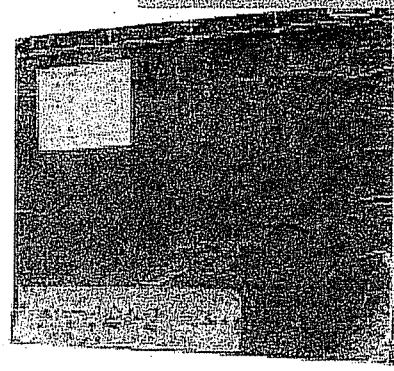


独島に対する 日本の領有権主張が 誤りである理由

独島学会編



独島が最初に慣用された日本古文書で、韓國は高麗は領土として記録しており、東瀛側の日本が遼東島を境界とするところである。

日本政府が1980年に韓国政府に送った外交文書によると、日本の古い文献に「独島」が初めて登場したのは1667年に編纂された『隠州視聴合記』という報告書からである。日本の外務省によるとこれは、出雲藩士・素麿豊仙が藩主の命を受けて1667年(寛文7年)の秋に隠岐島を巡視して見聞をしたことを記録し、報告書として作成・献上したものである。この中で初めて独島のことを「松島」、鬱陵島のことを「竹島」と称し言及したと言う。しかし記録内容を見ると、独島(松島)と鬱陵島(竹島)から高麗朝餉を見るまるで豊州(出雲)から隠州(隠岐島)を見るがごとく、この鬱陵島と独島の2島は高麗に属するもので、日本の西北の境界は鶴州、とある。

日本で最初に「独島」の存在を記した『隠州視聴合記』にも「鬱陵島」と「独島」は高麗領であり、日本の西北の国境は鶴州をもつてこの限りとする旨、はつきり記録されているのである。

独島を初めて記述した日本の古い文献が、このように独島は高麗領であり日本の西北の領土は鶴州を境界と記録しているのは、それが歴史的真実だったからである。

「**『隠州視聴合記』[卷1]、國代記部：“豊州在北海中、故云鶴岐島……成玄間 行二日一夜有松島 又一日程有竹島俗言繆竹島 多竹嶺海轉 按神書所謂五十指造對此二島無人之地 見高麗如自雲州望鶴州 故日本之號也 以比州爲略矣。”**

独島と鬱陵島から高麗を見るまるで豊州から鶴州を見るがごとく、「日本の乾(西北)の領土はこの鶴州をもつてこの限りとする」という要旨の『隠州視聴合記』の一部。

注)
東海：日本では日本海と呼んでいる海域

[朝鮮通志大紀 八]

此年(元和八年)十月、天龍院公(宗義操)東武に勤せらる、よりて執政・都督兼守護に、竹島一島、北太守、使をして給與せしむるもの今來に三年なり、彼國固く竹島を以て其國の地なりとして、終に或に聽く事なし、如何といふを以てせらる、豊丙子年(元和九年正月に至り)、然後守護に、竹島の地、固體に屬せりといへども、また越人居住の事なし、台徳君(遠川秀忠)の時に在て、木子村の流人某に施せん事を願ひしに依て是を許されとなり、今其地主を計るに、固體を去るもの百六十里許、朝鮮を距る四十里许なり、是曾て我が世界たる其類なきに似たり、國家矣兵備を以て是に臨まば、仰もともとし得べからざらむ、但無用小島の故を以て、好みを隣國は失する、計の将たるにあらず、しかも其の初是を我がに取に非ざる時は、今まで是を返すを以て制とすべからず、唯我みが往て施せらるべきのみ、今朝鮮以前に同じからず、其邦僻ふてやまさらむよりは、各無事ならんにはしかじ、宜しく北意を以て彼國に奉じしといふを以てせらる、此年十月、彼國下向知、宋判事をして來り使せしむ、又此年夏、朝鮮人一人因幡州に來り、事を東武に警するを以て世しに、絶命して是を逐因されし事あり、天龍院公よりて刺旨を兩使に諭し、また者臣をして兩事を書し示さむ。

日本政府が歴史的な根拠として提示している1618年の「竹島渡海免許」は、「松島渡海免許」は、むしろ鬱陵島と独島が朝鮮領であったことを証明する資料である。当時の「渡海免許」は、江戸幕府が鎖国政策の下で、日本人が外国に渡航する際に発給した許可状にさつたからである。

日本政府は最近、「歴史的」にも「独島」は日本固有の領土であると主張しその根拠として、江戸時代に幕府が、漁業を行う大谷甚吉と村川市兵衛の両家に対して与えた「竹島渡海免許」(1618年)と「松島渡海免許」(1656年)を挙げている。そして「1618年から約80年の間、日本が独島を領有もしくは実効的支配をしていた」と主張しているが、この二つの「渡海免許」の内容を見ると、むしろ「竹島」と「松島」が朝鮮領であることをより明確に証明してくれる資料であることがわかる。というものは、この二つの「渡海免許」は「外国」への渡航を許可する「免許状」であったからである。

じたがって幕府の与えた「竹島渡海免許」や「松島渡海免許」は、独島を日本固有の領土だと主張する証明や根拠にはまったくもってなり得ない。もし「松島渡海免許」が独島に対する日本の領有権を証明する資料になるというならば、「竹島渡海免許」は鬱陵島が日本固有の領土であるという証明となり、日本政府は先に鬱陵島が日本領であると主張しなければ論理的な一貫性が得られない。「渡海免許」は外国に渡航するための許可状であつたため、「竹島渡海免許」と「松島渡海免許」はむしろ、鬱陵島と独島が日本領ではなく外国たる朝鮮の領であつたと理解しておき、独島と鬱陵島の両島を朝鮮領として認めて外国に越境することのできる「渡海免許」を発給していたことを、この資料ははつきりと説明してくれているのである。

「渡海免許」は、朝鮮のその島に漁をしに行くという米子の漁夫の請願に許可を与えたものである。その島を日本が奪ったわけではなく、ふたたびこれを返すといえばもうない。ただ日本の漁夫がそこに行き漁をすることを止めさせりうる」という要旨で、「渡海免許」の内容と取消を明らかにした。1696年1月の江戸幕府の議論を記録した『朝鮮通交大紀』(松浦允任、1725年発行)。

注
松島・竹島について：当時の日本では、独島を松島、鬱陵島を竹島と称していた。本文中の松島・竹島はそれにならう。

3

1693年(一説によると1692年)、安龍福(アン・ヨンボク)の日本への連行により始まった鬱陵島・独島の領有権争いにおいて、江戸幕府は1696年1月に鬱陵島・独島を朝鮮領であることをあらためて確認、日本からの漁夫の出漁を禁止した。すでにこの時、領有権争いには終止符が打たれている。

1693年の春に朝鮮の漁夫、安龍福らと日本の漁夫との間に起こった衝突事件を契機に対馬藩主が鬱陵島と独島に食指を動かし、1693年から1695年までの約3年にわたり両国で領有権をめぐる争いが起きていた。

1696年1月28日、対馬藩主が新年の挨拶のため江戸に向かうこととなつた。幕府は鬱陵島問題について、伯耆国他4人の幕主が居並ぶ前で対馬藩主との質疑・応答を総合し参考とした上で、命を下した。その要旨は次の通りである。(1)竹島は伯耆国から約160里(韓国の度量衡:10里は約4キロメートル)、朝鮮からは約40里の距離であり朝鮮に近いことから、朝鮮領と見なすべきであること、(2)今後は鬱陵島への日本人の渡海(国境を越えて海を渡ること)を禁止すること、(3)このことは対馬藩主が朝鮮側に伝えること、(4)対馬藩主は國へ戻り刑部大輔を朝鮮に派遣してこの決定を知らせ、その結果を幕府に報告すること。

幕府の下した1696年1月28日のこの決定により、「竹島渡海免許」と「松島渡海免許」は取り消され、日本の漁夫の鬱陵島・独島への出漁は厳しく禁止された。

注)

松島・竹島について:当時の日本では、独島を松島、鬱陵島を竹島と称していた。本文中の松島・竹島はそれにならう。
伯耆国:ほうきのくに。現在の鳥取県中西部。
刑部大輔:司法を司る官吏。

1696年1月には鬱陵島と独島を朝鮮の領土であるとあらためて確認した。この事実は外交文書化され、朝鮮と交換された。

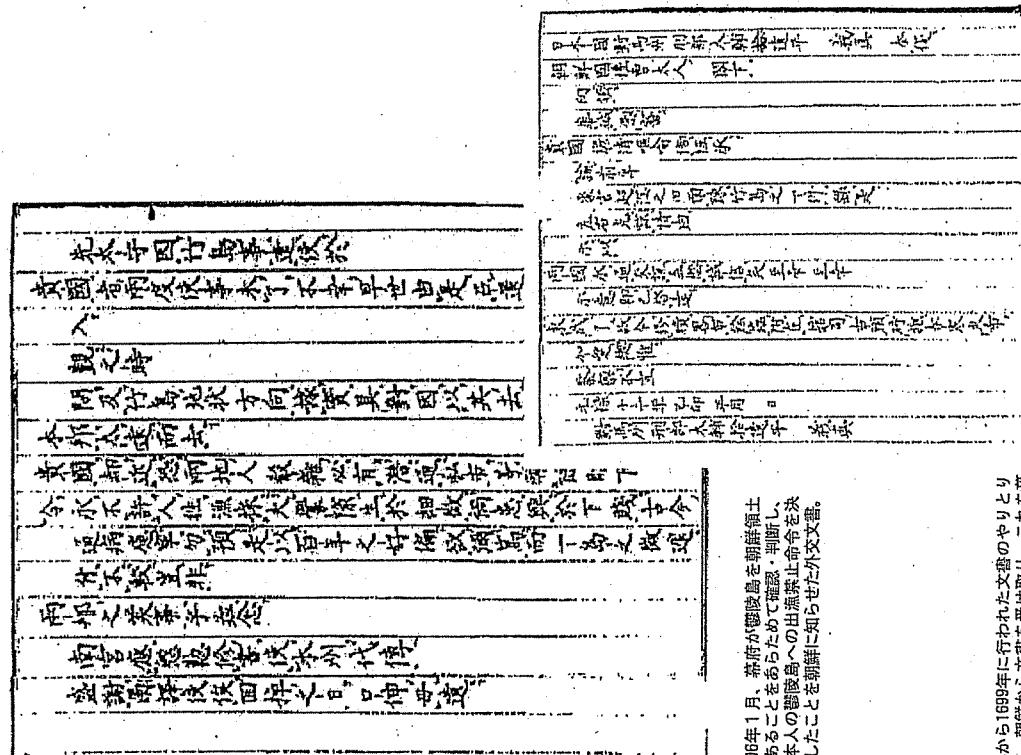
江戸幕府は1696年1月28日、鬱陵島・独島を朝鮮領であることをあらためて確認し、日本の魚夫による鬱陵島・独島への出漁を禁止することを決定した。同時に対馬藩主に、刑部大輔に、朝鮮に派遣しこの再確認と決定を朝鮮に知らせ、またその外交交渉結果を幕府に報告するよう命じた。対馬藩主は江戸から國へ戻り、この外交手続を開始した。

朝鮮の礼曹參議・李善博(イ・ソンボ)と対馬藩の刑部大輔・平善眞の間で外交文書のやりとりが2度行われた後の1699年1月、日本から朝鮮に、朝鮮からの返書を幕府將軍に確かに届けたという最終確認の公式書簡が送られ、外交手続は全て終結した。

こうして対馬藩主が長崎奉行と結託して朝鮮の鬱陵島・千山島を奪おうとして始まつた鬱陵島・独島の領有権をめぐる争いは、1696年(康熙22年)1月に終結した。鬱陵島・独島が朝鮮の領土であり、日本の漁夫らの越境・漁業を禁止することを幕府將軍があらためて確認・決定しており、これに関する外交文書のやりとりも1699年1月に最終的にすべて終了している。

注)

礼曹參議：儀礼・外交等を司る官吏。
刑部大輔：司法を司る官吏。
千山島：独島を指す。(一部資料では独島をこのように表記しているものがある。)



1696年1月、幕府が鬱陵島を朝鮮領とすることを認めた。日本人の鬱陵島への出漁禁止命令を決定したことと朝鮮に知らせた文書。

▶1696年から1699年にわたり文書のやりとりにおいて、朝鮮から文書を受け取り、これを補定したことを朝鮮に伝える最終文書。

5

1877年1月の江戸幕府による「鬱陵島・独島ニ朝鮮の領土」の再確認は、
鬱陵島だけでなく独島も朝鮮領であることを再確認も含むものである。

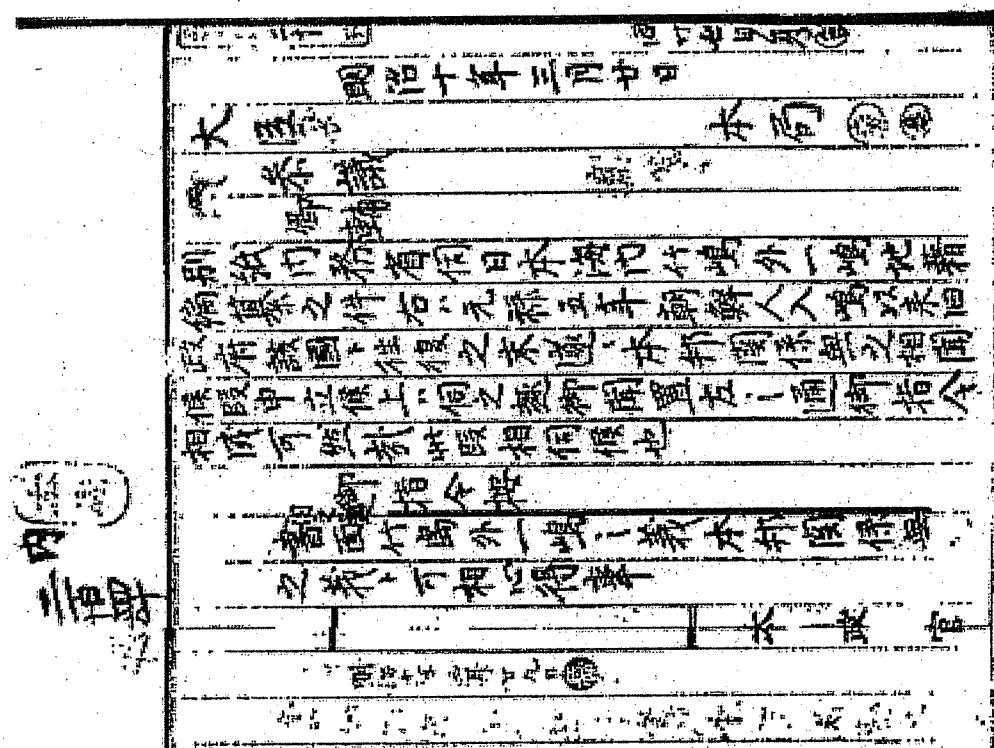
江戸幕府は独島を鬱陵島の付属島嶼とみなしていた。「松島渡海免許」を申請した背景や幕府がこれを承認して免許を出した背景もすべて、松島は「竹島之内松島」、「竹島近辺松島」、「竹島附近之小島」等の表現に見られるように、「独島は鬱陵島の付属島嶼」という事実とその認識に依拠している。幕府としては、すでに1618年「竹島渡海免許」を承認している以上、鬱陵島の付属島嶼である独島へ、国境を越えた出島を許可する「松島渡海免許」を40年後に承認したのは当然だと考えたのである。

この事実をさらにはつきりと記録しているのが1877年(明治10年)の太政官と内務大臣の文書で、この中で鬱陵島と独島は朝鮮の領土であり日本と関係のない土地であるという決定が下されている。この文書には、1692年(康熙スケチヨン)18年、元禄5年、朝鮮人安龍福が日本に来たことで江戸幕府と朝鮮朝廷の間で行われた文書交換の結果、竹島外一島すなわち独島をすでに朝鮮の領土と確認したと記録されている。日本の内務省と太政官は朝鮮の康熙時代(日本では元禄の頃)に朝鮮と取り交わした文書を添付して、「竹島外一島」の「一島」がまさしく「独島」を示していることを次のように説明した。

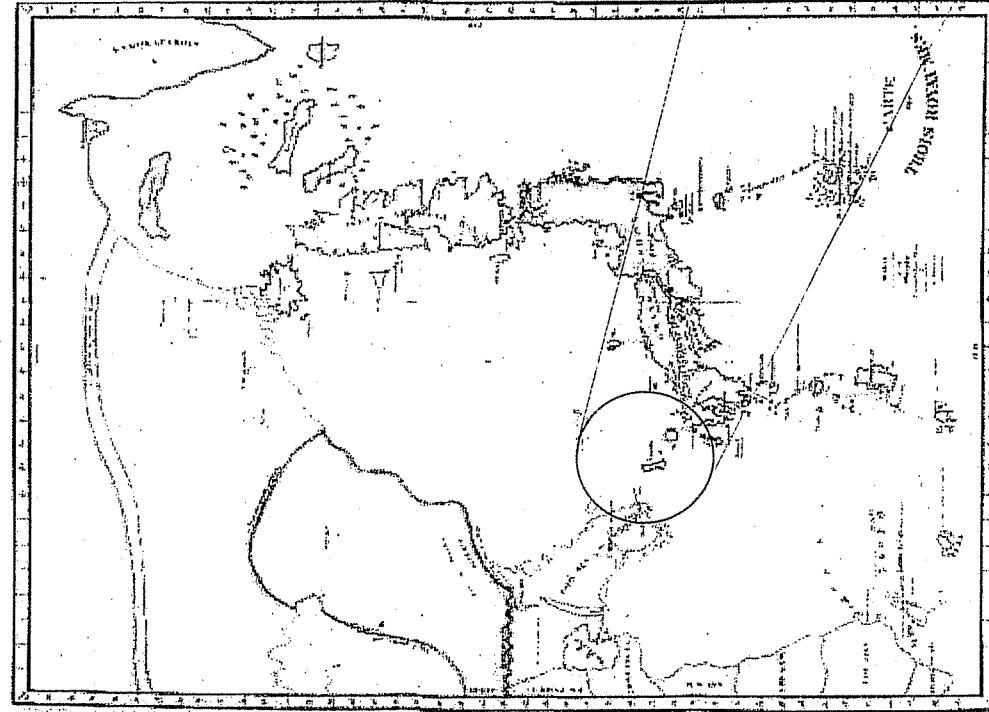
「次に一島あり 松島と呼ぶ 周回三十町許 竹島と同一線路に在り 隠岐を
距るハ拾里許隔竹浦なり 亦魚獸を産す」

日本の内務省は、1696年1月に幕府將軍が鬱陵島、独島を朝鮮の領土だとあ
らためて確認し決定を下したときの文書を書き写して整理し、1877年太政官
に提出した裏讀書に添付した。この中で「次に一島あり 松島と呼ぶ」と記
し「その外一島」が独島であることを明らかにして、1696年1月の決定が竹
島と松島の両方を含んでいることを明確にしたのである。

注) 松島・竹島について:当時の日本では、独島を松島、鬱陵島を竹島と称していた。本文中の
松島・竹島はそれにならう。



1877年、日本の太政官が鬱陵島と独島を朝鮮領と判断し、「鬱陵島外一島、独島は日本と關係のない
土地」なので日本の地籍に含めないとこの決定を内務省に送った公文書。(日本国立公文書館所蔵)



林子平の1785年『三島通観図説』とその付録地図「三国接壤之図」は、ドイツ人クラーブローント(Leopold Klaproth)によつて1822年フランス語で翻訳・出版された。鶴島と独島を韓國の色、黄色で塗り、「鶴島と独島は韓國領土(Takeshima et la corée)」と記録し、普及させた地図。

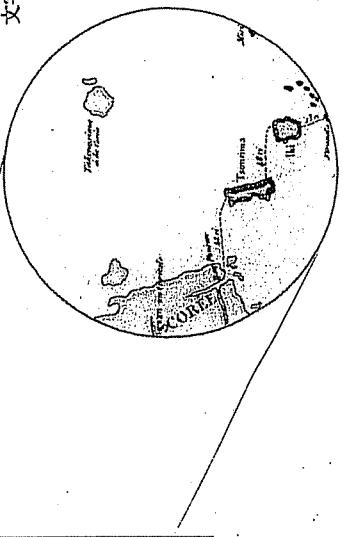
1696年1月以来のすべての日本地図は、幕府が「鬱陵島・独島二朝鮮の領土」と再認識したことを反映し、鬱陵島と独島を朝鮮の領土としている。その代表例が林子平の三国接壤之図である。

1696年1月以来、日本のどの地図も鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることをはっきりと示している。そして日本地図や島根県地図からは鬱陵島・独島が除外された。

例えば、日本最高の実学者である林子平(1738~1793)は1785年頃に『三国通観図説』を刊行し、5枚の付録地図の一部として「三国接壤之図」と「大日本地図」を描いた。これは国境と領土を明確に区分し表すために国別に色を塗り分けられ、朝鮮は青色、日本は緑色で彩色されている。では東海の真ん中にある鬱陵島と独島(干山島)は、朝鮮を表す青色にしたのだろうか? それとも日本を表す緑色にしたのだろうか?

林子平は東海の真ん中の鬱陵島と独島(干山島)を正確に配置して描き、鬱陵島と独島のいずれをも朝鮮の色である黄色で塗つて朝鮮の領土であることを明確に示した。それでも後年になって、無知な日本人らが強引な主張をするかもしれません。いと心配したのか、この地図には鬱陵島と独島の2島の横にさらに「朝鮮ノ特ニ」(朝鮮のものとする)との文字を書き入れ、鬱陵島と独島が朝鮮領であることを重ねて、よりはつきりと強調している。

林の『三国通観図説』と「三国接壤之図」は1822年フランス語に翻訳されて世界中に広く普及し、鬱陵島と独島が韓国領であることを証明してくれている。



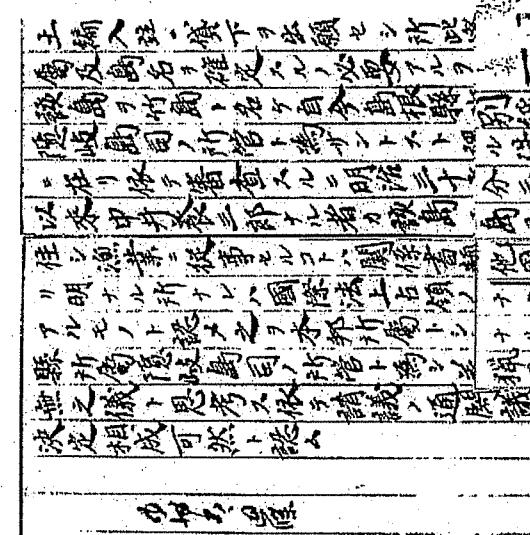
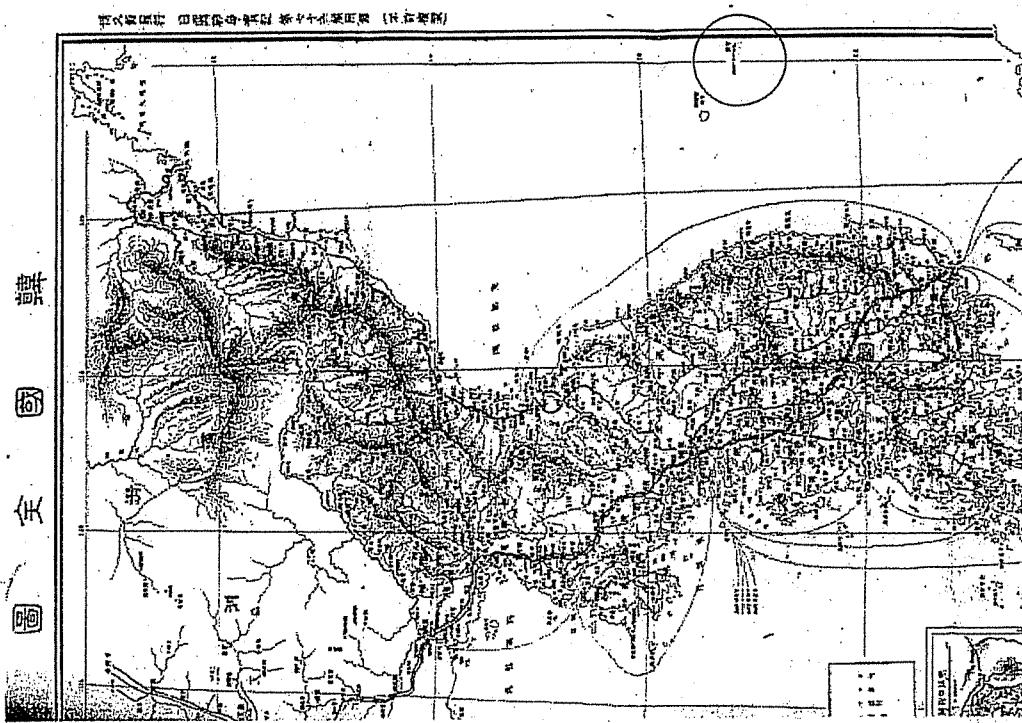


圖 全 國 韓



朝鮮半島は1905年の韓國併合事件で日本領となり、その領土として編入
 する際は、その地に面した国への事前照会がある。即ち、韓國の領土として編入
 する際は、青字で「在」、赤字で「有」を記す。藍字で「無」を記す。
 但書に「知合」がある場合は、東洋語で「無」を記す。

当時の国際法は、「無主地」としてその「無主地」を領土として編入する際は、その地に面した国への事前照会があるを要求していた。

独島は鬱陵島の付属島嶼であり韓国で干山島とも言われる島である。「領土編入」を形式上請願した中井と内務省もこれを韓国領土として認知していたため、日本政府は当然韓国政府に事前に照会し、また事後は通告を行わなければならなかったのに、いかなる照会・通告もなされなかつた。「独島」を日本領土に編入するという認識決定の後の1905年2月15日、内務大臣は訓令により島根県知事にこの事実を県内で告示するよう指示した。島根県知事は1905年2月22日付の告示文「竹島編入に関する島根県告示第40号」を、県の公務員広報誌「県報」に小さく掲載した。この告示内容は地方紙「山陰新聞」(1905年2月24日付)で小さく報道された。

国際法が要求していた領土編入の「告示」は「国際告示」であるが、日本は中央政府の「官報」に掲載し中央政府レベルで国際告示を行うといったことはできず、当該事案についてのみ例外的に地方の公用広報誌「県報」に載せ、事实上「秘密」趣に処理しようとした。なぜなら、「官報」に告示すれば、東京にある駐日本韓国公使館や各国大使館にこれが知られるからである。

したがって日本が、「独島」を「無主地」であることを前提に、「無主地先占論」に依拠して「領土編入」を決定し「地方県庁が告示」したのは、「独島」が無主地ではなく韓国という主のいる「有主地」であり、告示方法についても適切な手続を無視したのであるため、国際法上も成り立つことのない不法かつ完全に効力を持たない決定であった。

1905年6月20日に発行された博文館の『日露戰爭史記』(第6編付録)中の「韓國全圖」は、独島の日本への領土編入を附説決定した後にも開わらず、独島を枠外にまで書き入れ「韓國全圖」に含めている。

(注)

千山島：一部資料では独島をこのように表記しているものがある。また石島とも。
山陰新聞：現・山陰中央新報

CHAPTER I - TERRITORIAL CLAUSES

Article 1

The territorial limits of Japan shall be those existing on January 1, 1894, subject to the modifications set forth in Article 2, 3... As such these limits shall include the four principal islands of Honshu, Kyushu, Shikoku and Hokkaido and all minor offshore islands, excluding the Kurile Islands, but including the Ryukyu Islands forming part of Kagoshima Prefecture, the Izu Islands southward to Sado Gan, the islands of the inland Sea, Rebun, Rishiri, Okujiri, Sado, Oki, Tsushima, Iki and the Goto Archipelago. These territorial limits are traced on the maps attached to the present treaty.

Article 2

Japan hereby cedes to China in full sovereignty the island of Formosa and adjacent minor islands, including Aginobut (Hokkaido), Mantendao, Kukeshiro, Katskoto, Kotesho, Ekiokosho, Shitsugisan and Ryukyu-sho, and the Pescadores Islands. Japan hereby renounces all special rights and claims in or to the Liaotung Peninsula. Article

Article 3

Japan hereby cedes to the Soviet Union in full sovereignty that portion of the island of Saghalien (Karafuto) south of 50° N. Lat. and Karbo Island, Japan hereby cedes to the Soviet Union in full sovereignty the Kurile Islands, lying between Kamchatka and Hokkaido.

Article 4

Japan hereby renounces all rights and titles to Korea and all minor offshore Korean Islands, including Quelpoint Island, Port Hamilton, Dogrel (Usurivo) Island and Liafcout Rock (Okashimura).

日本は1894年の既存の領土を、「韓国に管轄する領土は現在の領土と同一である」と主張した。日本が主張した領土は、日本が既存の領土と同一であることを認めた。日本は、領土を擴張する意図はないことを示す。「(1)」と主張しているが、韓国は「(2)」と主張する。日本は、領土を擴張する意図はないことを示す。

連合国側は、アメリカが、1947年3月20日付で連合国との『対日講和条約(対日平和条約)』アメリカ草案(第1次草案)を作成したが、領土条項の第1条では次のように、日本領土は「1894年1月1日現在の領土」に限定すると明らかにされている。

「(第1条)日本領土の境界は第2・3・項で限定されている通り1894年1月1日現在のものとなる」

この限定は、本州、九州、四国、北海道の4つの島と周辺の全ての小さな島を含む(…)(下線…引用者)

第1次アメリカ草案では第1条に日本領土に関する規定を入れ、日本の領土は1894年1月1日現在の領土に限定すると明確に定められていた。この原則は、サンフランシスコ平和条約の基本原則として適用された。第1次アメリカ草案は第4条で韓国領土に触れているが、その内容は「日本はここに韓国(韓半島)と济州島・巨文島・鬱陵島・独島を含む近海のすべての小島に対するあらゆる権利と権原を放棄する」とあり、独島が韓国領土であることを明白に規定している。

連合国側の規定は日本領土を「1894年1月1日現在の領土と限定」し、1894年以降に日本が他国から陥取したすべての領土はみな原住人に返還するよう処理したものであり、1905年日本が大韓帝国から陥取した独島も当然に1894年1月1日以後に陥取した領土に該当し韓国に返還されるものである。

連合国側の日本領土の定義と除外の基準日が1894年1月1日であることを明らかにし、鬱陵島及び独島が韓国領土であることを規定した連合国『対日平和条約』の第1次アメリカ草案。

注) 大韓帝国 : 1897-1910(前脚の高宗から日本に併合されるまでの国号)

10

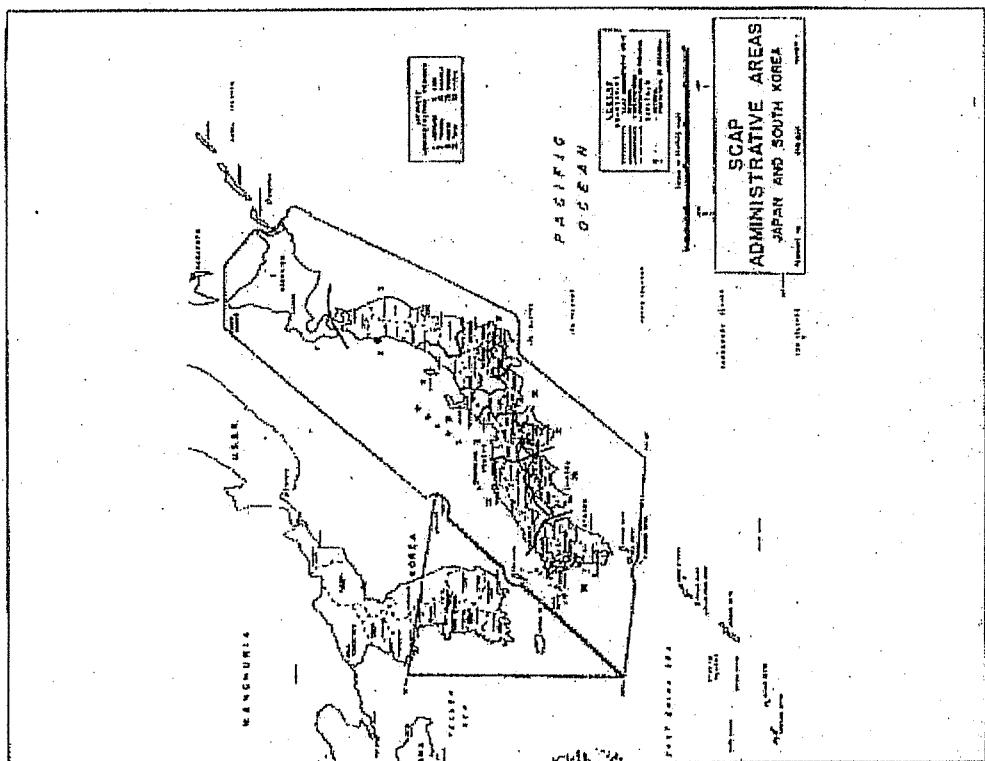
連合国は1946年1月29日に連合軍総司令部訓令第677号で、独島を日本の領土から除外し韓国に返還した。その後も連合国はこれを修正していない。

日本が1945年9月2日に降伏文書に調印した後、東京に設置された連合国最高司令官総司令部（以下、GHQ）は数ヶ月の調査を行い、1946年1月29日「連合軍総司令部訓令書（以下、SCAPIN:Supreme Command Allied Powers Instruction）第677号」で、「若干の周辺地域を政治上・行政上日本から分離することに関する覚書」を発表、執行した。このSCAPIN第677号第3条で「独島（Liancourt Rocks）は日本領土から除外され、韓国に返還された。GHQはこのSCAPIN第677号を「日本の定義（the definition of Japan）」と表現した。GHQは当時、国際法上合法的な機関であり、このGHQが「独島」を原住人である韓国（当時は米軍政庁）に返還し韓国領土と決定したのは、国際法上効力を持つものであった。

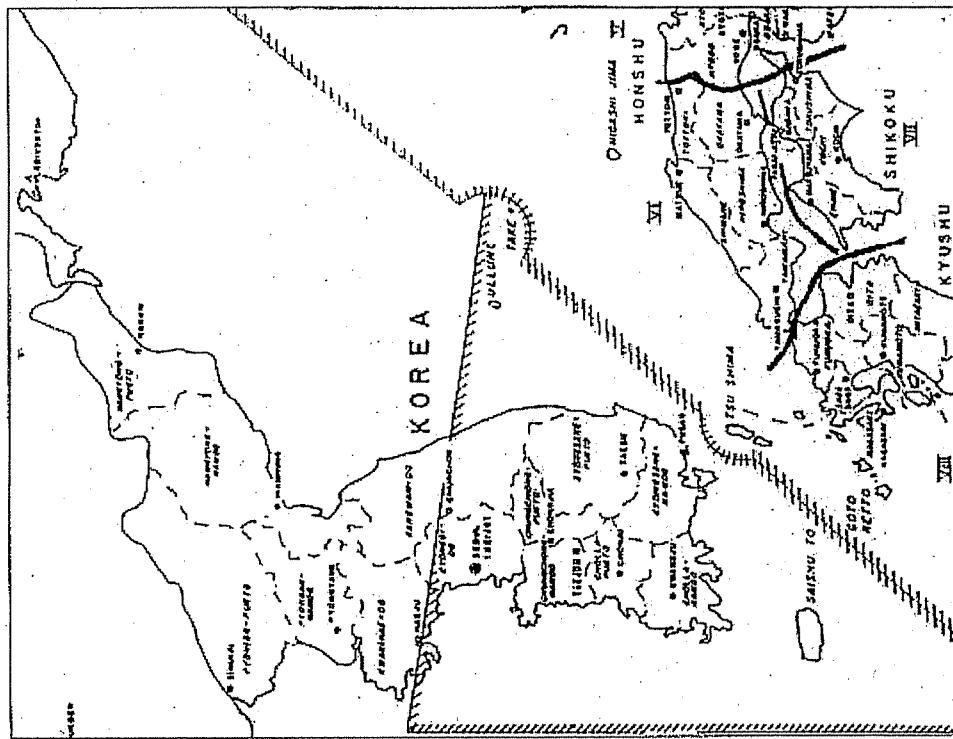
大韓民国は1948年8月15日の政府樹立と同時に、米軍政庁から韓半島と独島等を引き受けた韓国領土とした。1948年12月12日には国連総会で、大韓民国は独立主権を持った国家としての国際的地位とその領土支配に關して公認された。

SCAPIN第677号第5条では、日本領土の定義に修正を加える場合はGHQが必ず別途のSCAPINを発表することになつており、発表がない限りSCAPIN第677号の「日本の定義」が未来においても適用されることが明確に述べられている。

注）連合軍最高司令官総司令部がSCAPIN（連合軍総司令部訓令書）第677号の添付資料として作成し、韓国と日本との領土を区画した地図。独島を'TAKE'と表示し、韓国領土に帰属させている。



注）大韓帝國：1897—1910(朝鮮の高宗から日本に併合されるまで)の国号



そしてGHQは1952年に解体されるまで、「独島」の領土帰属を修正する別途のSSAPINを発表していない。

GHQは1946年6月22日 SCAPIN第1033号第3条で、「日本の漁業及び船舶航行許可区域」(通称マツカーライン)を設定したが、そのb項では「日本本土の漁船及び船員は今後、北緯37度15分、東経131度53分にあるアンクール岩(独島一引用者)の12海里以内に接近してはならず、また同島にいかなる接近もしてはならない」と規定し、日本人への独島への接近を厳しく禁止した。

GHQが、「独島」とその領海や近接水域を韓国の領土・領海であるとして、日本人による独島接近はもちろんのこと、独島周辺の12海里範囲と近接水域にも入れないよう禁じたのは、「独島」が韓国領土であることを重ねて、はつきりと再確認したものである。

したがって、大韓民国の独島領有はSCAPIN第677号とSCAPIN第1033号によって國際法上も明確に再確認されているのである。

連合國最高司令官總司令部が作成したSCAPIN(連合軍總司令部營盤)第677号に添付された地図の一部を拡大。半円の中の'TAKE'と表示されたのが「独島」であり、韓国領土に属することを明瞭に示している。

DECLASSIFIED
Actions/NW/ARMED
By DPPRIBA on 11/20/2011

SECRET

Union of Soviet Socialist Republics in full sovereignty.

Article 3

The Allied and Associated Powers agree that there shall be transferred in full sovereignty to the Republic of Korea all rights and titles to the Korean mainland, territories, and all offshore Korean Islands, including Gashima (Sadoju To), the Nan-Huo Group (Sen To, or Yoson Do) with Tongs Port, Hamilton (Tennakdo), Daegot Island (Usuryo To, or Natto Shima), Liancourt Rocks (Takeshima), and all other Islands and Islands to which Japan had acquired title, lying outside - - - and to the east of the meridian 142° 15' E. longitude, north of the parallel 35° N. latitude, and west of a line from the standard port town of the boundary approximately three nautical miles from the mouth of the Yumen River to a point in 37° 30' N. latitude, 132° 40' E. longitude.

This line is indicated on the map attached to the present Agreement.

Article 4

The Allied and Associated Powers undertake to support an application by the Uni-Korean (Choson) Government to the Volcano Is. (Genas Reet), and Marcus Isls. (Suigen Gun) in accordance with Article 11 of the United Nations, that the two islands as a strategic injury States should be the sole

▲ 1950年「連合国との旧日本領土処理に関する合意書」第3項、「独島」等を大韓民国の完全なる主権に譲渡せざるという部分。



連合国はサンフランシスコ対日和平条約締結前に先立つ1950年に作成された「連合国との旧日本領土処理に関する合意書」で、
独島を韓国領土として合意している。

**Article 3
Agreement Respecting the Disposition of Former Japanese Territories**

この合意書の第3項では、大韓民国に返還される領土として「連合国は大韓民国に (to the Republic of Korea) 韓半島とその周辺にある韓國の島々に対する完全なる主権を委譲することで合意したが、その島には济州島、巨文島、鬱陵島、独島 (Liancourt Rocks, Takeshima) を含む。(以下、省略)」と規定されている。

即ちこの合意書には、韓国に返還される領土は韓半島とその周辺の全ての島 (all of shore Korea islands) だが、代表的な例として挙げた济州島、巨文島、鬱陵島とともに「独島」を、韓国に委譲する韓国領土として処理することが、光明に記されている。また添付の地図でも独島を韓国領土の区画線内に入れ、「独島」が韓国領土であることを明確に示している。

この合意書は、連合国がサンフランシスコでの対日和平条約のために事前に準備したものだが、(1)アメリカ単独の案ではなく18の連合国及び開墾團による合意文書であり、(2)サンフランシスコ和平条約で明文化されている領土について解釈をするものになるという点で、きわめて重要である。

サンフランシスコ和平条約では「独島」の帰属問題が明文化されていないため、この場合は「連合国との旧日本領土処理に関する合意書」が特に重要な文書となる。この文書で「独島」は、大韓民国にすべての主権が委譲される (that there shall be transferred in full sovereignty to the Republic of Korea) 領土として合意に至っているのである。

▲ 「連合国との旧日本領土処理に関する合意書」に添付された地図 (一部拡大)。
独島 (赤い円で表記された部分) は大韓民国領土として処理・図示されている。

CHAPTER VI
INTERNATIONAL CLAIMS

第七章

1. Japan hereby renounces all claims of Korea over the Korean mainland, and all islands, waters, and air space which Korea controlled, including Cheju Island, the Sea of Japan, Korea Sea, or Korean Sea, which lie to the East of Korea, the Japanese Islands, and all islands, waters, and air space which Japan has captured, held, or occupied since 1945, and which are now under Japanese control.

2. Japan hereby renounces all claims of Korea over the Korean mainland, and all islands, waters, and air space which Korea controlled, including Cheju Island, the Sea of Japan, Korea Sea, or Korean Sea, which lie to the East of Korea, the Japanese Islands, and all islands, waters, and air space which Japan has captured, held, or occupied since 1945, and which are now under Japanese control.

サンフランシスコ平和条約の本文から独島の名称が漏れたのは、日本のロビー活動のためである。アメリカは第1—5次草案では独島を韓国領土に、第6次草案では日本領土に含めたが、第7—9次草案からは独島の名称を消した。

アメリカ主導で作成された1970年3月20日付の第1次アメリカ草案では、「日本は韓国(韓半島…引用者)・濟州島・巨文島・鬱陵島・獨島(リアンクール岩、竹島)を含め韓国沿岸のすべての、より小さな島に対する権利及び権原を放棄する」とあり、「獨島」は確かに韓国領土として含まっていた。そして第2次アメリカ草案(1947年8月5日)、第3次アメリカ草案(1948年1月2日)、第4次アメリカ草案(1949年10月13日)、第5次アメリカ草案(1949年11月2日)までは、「獨島」は明文で記載され韓国領土に含まれていた。

しかし第6次アメリカ草案(1949年12月29日)からは「獨島」の名前が抜け落ちることになる。これは日本側の猛烈なロビー活動があつたためである。

日本側は当時、日本政府の政治顧問だったシーボルト(W. J. Seabolt)を立てて、独島を日本領土に編入させてくれればこの島を米軍の気象及びレーダー基地として提供するとの猛烈なロビー活動を行った。その結果、第6次アメリカ草案(1949年12月29日)では独島が日本領土に含まれることになった。

しかしアメリカ内でもシーボルトのロビー活動には反対があり、イギリス・オーストラリア・ニュージーランド等の他の連合国も同意しなかつたた

め、第7次アメリカ草案(1950年8月9日)、第8次アメリカ草案(1950年9月14日)及び第9次アメリカ草案(1951年3月23日)では、独島は日本領土の条項からも消えた。

Office Memorandum • UNITED STATES GOVERNMENT

To: Mr. Foyot
GPOGS - Mr. Bogen [initials]

Re: July 13, 1951

Subject: Islands and the Parcels; An Treaty, Japanese Treaty, Treaty

694.001/7-1351

The following information and authorities are furnished
for reference to you telephone requests this morning.

1. Stable Islands and the Parcels

I would suggest nothing to the present deal, Article 2,
research [redacted] subject before the present which does not
presently know, however, the present which does not
(1) Japan presents all right, title, title and claim to
presently know, the present, Japan, and, in, subject
islands in the South China Sea.

As you will recall, there has been ever since the islands
to which the name of Japan apply. In South China Sea,
consists two small groups, and colonies, roughly 100 to 200 miles.
The southern island of Japan, Island (Japanese Islands, China), The
two groups are the Japanese Group and the Chinese Group. The
former have been, however, some conditions, such as Korean Islands, to
which they are, (Korean Islands, Korea), Island (Japanese Islands, China),
with, Japan, or, Korea, both, in the following manner, the south-
ern islands have Article 3 of the present deal, exactly.

The Island, Islands in question are restricted to have been
claim of Japan in 1933, by "Japan's Right, title, title and claim to
the present, which appears in the Japanese, Japan, and, in, subject
islands have been, however, some conditions, such as Korean Islands, to
which they are, (Korean Islands, Korea), Island (Japanese Islands, China),
with, Japan, or, Korea, both, in the following manner, the south-
ern islands have Article 3 of the present deal, exactly.

2. Japanese Islands

The Japanese Islands (Japanese Islands) were known the Japanese
to which, in a long time, Japan's Right, title, title and claim to
the present, which appears in the Japanese, Japan, and, in, subject
islands have been, however, some conditions, such as Korean Islands, to
which they are, (Korean Islands, Korea), Island (Japanese Islands, China),
with, Japan, or, Korea, both, in the following manner, the south-
ern islands have Article 3 of the present deal, exactly.

(a) Japan, presented the Japanese, Japan, and, in, subject
islands have been, however, some conditions, such as Korean Islands, to
which they are, (Korean Islands, Korea), Island (Japanese Islands, China),
with, Japan, or, Korea, both, in the following manner, the south-
ern islands have Article 3 of the present deal, exactly.

領土紛争を防止するために、連合国の方日平和条約本文から独島の名前を漏らさず、鬱陵島及び「独島」と
明記することを要とした、アメリカ国务院地理担当官ボッグス (Boggs) の1951年7月13日付答弁書。

ボッグスはこの答弁書で「(a) 日本は韓国の独立を承認し済州島と巨文島、
鬱陵島及び「独島」を含む韓国に対するあらゆる権利(right)と権原(title)、
請求権(claim)を放棄する」と記述することを主張した。

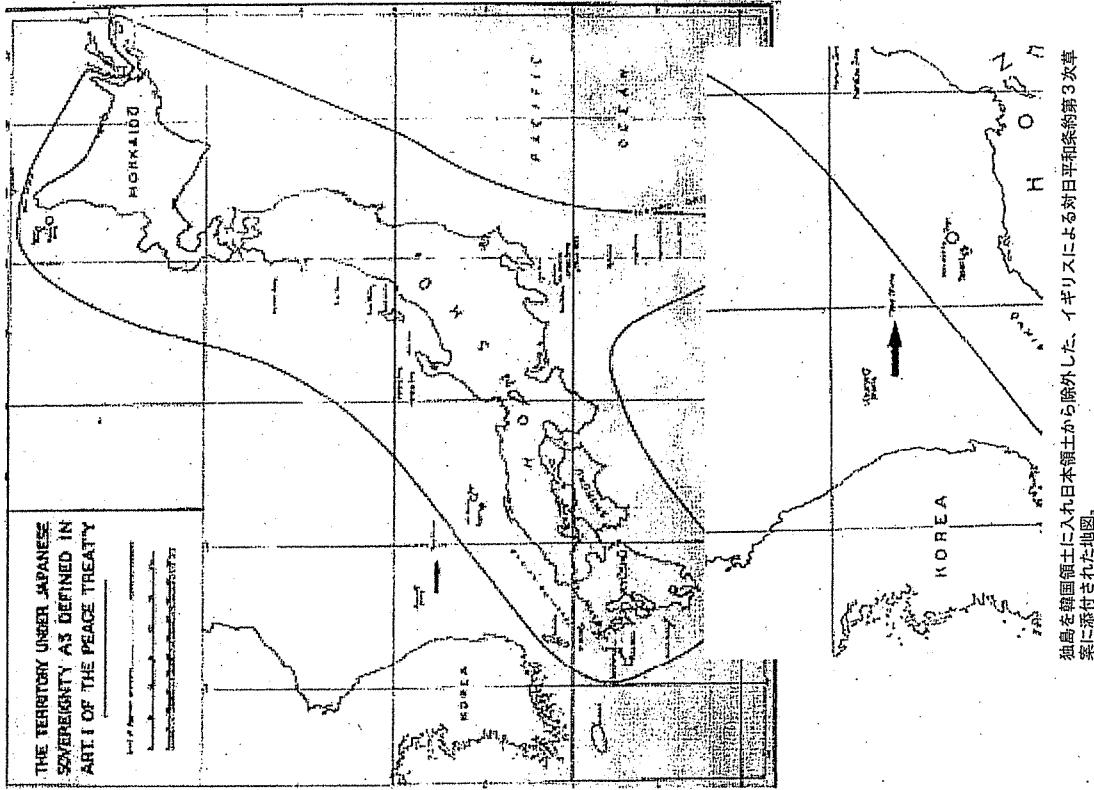
694.001/7-1351

13

サンフランシスコ平和条約は領土が漏れることに亘りて、
アメリカ内部でも意見は一致していなかった。アドミリティ閣僚書の
地理担当官が独島を轉換領土として示して来たうえで強く主張した。

アメリカ国务院の極東アジア課でサンフランシスコ調和会議の準備をして
いたフィアリーが、サンフランシスコ条約以降に領土紛争の地域
の情報を要求したことに対し、國務省の情報調査局で長い間地理問題の専
門家として活躍していたボッグスは、1951年7月13日に、独島の領土帰属問
題を解釈する重要な答弁書を送った。ボッグスはこの答弁書の中で、「獨
島は韓国領土であり、したがって独島は韓国領という文言を入れるべきで
ある」と主張した。

ボッグスはこの答弁書で「1949年の平和条約では、独島(リアンクール
岩)は韓国領土であり日本が放棄する島に含まれている。したがって、日本
の外務省が1947年6月に発行した「日本付近の小さな島」という冊子に独島
が含まれているとしても、独島は韓国領土であり、和平条約草案では独島(リ
アンクール岩)の名称を特定し、第2条(n)項末尾に鬱陵島及び「独島」と
追加すればいい」との意見を示した。



サンフランシスコ平和条約で、イギリス・ニュージーランド・オーストラリアは独島を韓国領土と明記することを希望し、イギリス草案では独島を韓国領土に入れている。

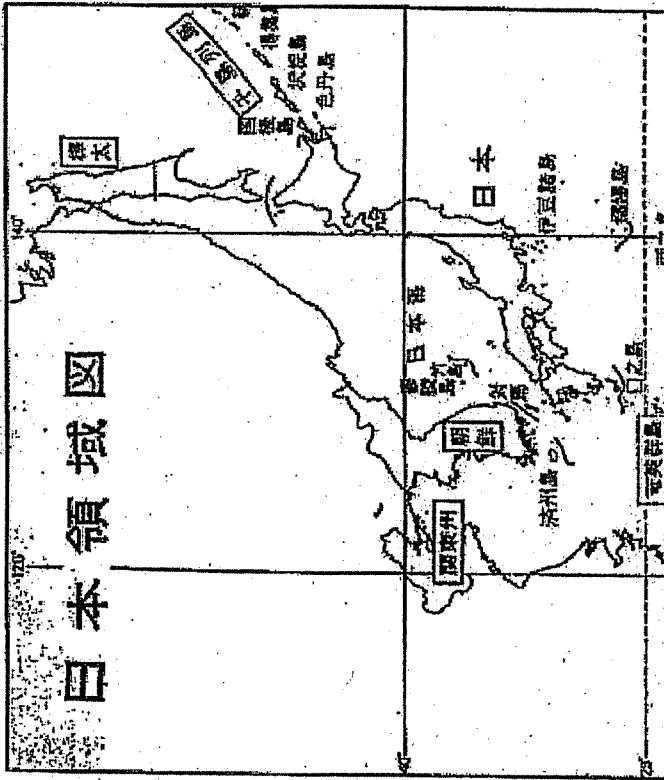
アメリカは独島を第1—5次アメリカ草案まで韓国領土に入れていたが、第6次草案で日本領土と修正すると、すぐにニュージーランド・オーストラリア・イギリスが質問書を送ってきた。それはアメリカの修正案に反対する抗議書だった。

特にイギリスは独自に、新たな対日平和条約草案を第3次まで作成した。イギリスは第2次イギリス草案(1951年3月)と第3次イギリス草案(1951年4月)で、濟州島と独島は韓国領土に属屬させ、対馬と隱岐島は日本領土に属屬せると立場を繰り返し明らかにした。

これにあわてたアメリカ政府は、イギリスを説得し米英合同草案を作ることになった。米英合同改正草案では、独島の名称 자체を条約草案から消し、あいまいに處理した。

米英合同草案(1951年5月3日付)を作成する連合国実務担当者による討論会の会議録が一部残っているが、ニュージーランドは独島が韓国領土であるにもかからず、アメリカの一方的な草案作成によって後から日本が紛争を起こす可能性を残すものだとつきりと指摘している。

以上のような過程を経て1951年9月8日、アメリカのサンフランシスコで連合国「対日平和条約」は締結された。条約のアメリカ草案の中で独島は、最初(第1—5次草案)は韓国領土に含まれていたが、日本の猛烈なロビー活動により日本領土と表示され(第6次)、さらにアメリカ内やニュージーランド・オーストラリア・イギリス等の反対意見によりその後の後の3回(第7—9次)は名称自体が記述から漏れた。イギリス草案では独島は韓国領に含まれていたが、米英合同草案と本条約文には独島の名称は記されなかった。



ヨーロッパなどでは軍事的争奪が少なかったこと、で争奪の目立つ。活動範囲共融し、満州の満洲事変にて連合國側が参戦した「韓國領土」といふ名義、庚辰アラウトを看過せざつた。

連合国最高司令官総司令部(以下、GHQ)は1946年1月29日、SCAPIN(連合軍司令官部覚書)第677号により「独島」を日本領から除外して韓国に返還し、第5条ではこの決定を修正する場合は必ずGHQがそれとは別途のSCAPINを発表しなければならないと規定していた。

これを「独島」のケースに適用すると、もし連合国がSCAPIN第677号の決定を修正一例えば「日本から除外して韓国に返還した独島を日本に帰属させる」という「修正」を加えようとする場合は、連合国側が別途のSCAPINを発表するかあるいはこれに該当する明文規定を作らなければならないことになつていた。

しかしGHQは、1952年に解体され日本が再び独立するまでに、そのような別途のSCAPINを発表していない。つまり連合国側も「独島」は今も韓国領土と認めており、国際法の保障する韓国領土ということになる。

日本側はこれをよく分かっていて、1951年対日和平條約の草案作成時に猛烈なロビー活動を展開し、いったんは第6次アメリカ草案では「獨島」を日本領土とするという明文規定を挿入することにも成功したが、最終段階で連合国側がこれを削除し、連合国側の明文規定による「修正」には失敗した。

したがって1951年サンフランシスコで締結された対日和平条約に、「独島」を日本領土に含めるという内容の明文規定がない限り、1946年のSCAPIN第677号と1950年の「連合国側の旧日本領土処理に関する合意書」で、連合国側は「独島」を韓国領土と認定したこととなる。つまり日本は國際法上、「独島」に対し領有権を主張することはできないのである。

サンフランシスコ平和条約で、独島が日本領土と認められず、韓国領土として公認されていたという事実は、平和条約締結の翌年に日本の毎日新聞社が発行した『対日和平条約』(1952年5月)の解説地図にもよく表れている。

The Korean Mission in Japan presents its complaint to the Japanese Ministry of Foreign Affairs and, with reference to the latter's Note Verbale of September 25, 1951 concerning problem of the possession of Dokdo, has the favor to transmit to the Ministry the view and decision of the Government of the Republic of Korea as follows:

1. As the Korean Government has demanded the return of Dokdo, Unedo, and Is. Etorofu territory, fresh type of administration. Thus, the Korean Government has resolved all kinds of Japanese influences, claimed territories over Dokdo as well as other greenlessness (but also) islands. In accordance with the representations set forth in paragraph 1 of the aforementioned Note Verbale are hereby a resolution of our dear and great in the liberty principles established, announced by letter that Japan has any territorial rights over Dokdo, the Korean Government refutes it for the same and obvious reasons, and grants us your favor.

2. The proposal of the Japanese Government that the dispute be submitted to the International Court of Justice is nothing but political maneuver at the face of claim for political leverage. Now, as the territorial rights are still kept intact, let us see the Korean side's stand with the verification of the rights before any international court of justice. It is Japan who violates the quasi territorial disputes where none should exist. We, representing the Korean side, shall submit to the International Court of Justice, Japan is threatening to take interest on the legal authority even provisionally, with Korea in relation to the so-called Dokdo, territorial disputes. Thus, we demand that you, Mr. SCAPIN, take up the matter at the conference of the committee for inter暫行政 territorial rights of Korea and Japan.

サンフランシスコ和平条約から独島の名跡が漏れたことは、結果的に
独島が韓国領土であると公認することになる。なぜならサンフラン
シスコ和平条約も、連合国が独島を韓国領土と認めた、1951年に
明文化された領土規定の一貫した体系に依拠しているからである。

連合国との対日平和条約のうち、韓国の領土に関するものは第2章領土の第2条 a 項で、「日本は韓国の独立を認め济州島、巨文島、鬱陵島を含む韓国(韓半島)に対するすべての權利・権原・請求権を放棄する」となっている。ここでは日本が放棄する代表的な島として济州島、巨文島、鬱陵島だけが例示されており、独島の名前はない。日本政府はこれをもって、連合国との対日平和条約において独島は日本の領土であることを認定されたものだと主張している。だがこれはまったく違う話である。韓半島周辺にある2000余りの島の名前をすべて明記することはできないため、3島だけを明記しそれ以外の島は1945-1951年に明文化された連合国領土規定に任せているのである。例えば巨济島や五六島が、日本が放棄する島として平和条約の文書に明記されていないからといって、すべて日本領土だと主張するのに無理があるのである。連合国は1945年-1951年のどの領土規定においても独島を終始一貫して韓国領土と定義づけており、それを明文で規定していた。

アメリカはもともと、独島を第1次草案から第5次草案までの5回は韓国領土に入れ、日本領土からは除外していた。日本のロビー活動を受けて第6次草案でたった一度だけ日本の領土とし韓国領土から削除したが、連合国(のニュージーランド・オーストラリア・イギリス等が独島を韓国領土に入れる草案の作成を支持するや、結局、平和条約最終案から独島の名稱はあえて除外し扱わないとことになった。

その結果、独島の領土帰属については、連合国が平和条約以前に独島の領土帰属を明文ではっきりと規定した國の所有であると認められることになり、SCAPIN第677号と「連合国との日本領土處理に関する合意書」も効力を持ち続け、独島を韓国領土としてなお公認することになったのである。

1954年9月25日付で、独島領有権に関する国際司法裁判所への提訴を日本が提訴。これに対し、韓国の独島領有権は完全なものであり、独島領有権に関して紛争は存在せず、日本の提訴は韓国と对等な立場を導くうとする策略に過ぎないことを指摘して拒否をしたが94年10月28日付の口述證(外交文書)。

もし1951年に連合国との対日平和条約に、連合国が独島を日本領土に含めたりあるいは日本領土であると明文で規定したりしていたなら、すでに(5年前)の1946年には同じ連合国により韓国領土だと判定されて韓国に返還され、大韓民国が主権を行使している既成事実と衝突し、論争あるいは紛争が起きていたかもしれません。連合国との対日平和条約で独島が日本領土だと明文化されると仮定するにしても、独島はすでに國際法上合法的に大韓民国が所有していたため、独島の領有に少しでも変動や修正をもたらすものなら、大韓民国の承認と同意がなければ絶対に不可能であつただろう。

ましてや連合国との対日平和条約で、独島の名称を韓国・日本のどちらからも外し条約文に取り上げないことによつて問題をあいまいにしたまま回避したのだとしたら、これ以上議論の余地はない。その5年前明文化された連合国との決定と法令(覚書)により、國際法上法的に韓國領土として主権を行使している大韓民国の所有が、國際法上法的に変わることなく続いているということである。和平条約に向けたその1年前の合意文書「連合国との旧日本領土処理に関する合意書」でも、連合国との合意・決定により大韓民国の独島領有が國際法上法的に保障されているからである。

また韓国は西暦512年から独島を固有の領土として領有しており、独島は歴史的にも國際法上も、地理的にも、実効支配という点でもすべて完璧に韓国領土なのである。

行政区域：慶尚北道龍慶郡龍岡邑獨島里 山1-37番地

所有施：大韓民國

管理官：海岸水產部

位置：北緯37度14分20.8秒、東經131度52分10.4秒(東島基準)

距離：龍慶島-独島37.4km、鬱陵郡竹邊面-独島216.8km

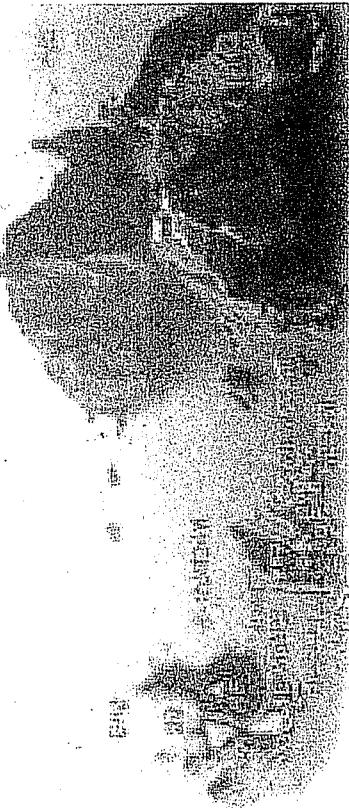
面積：137,153平方メートル

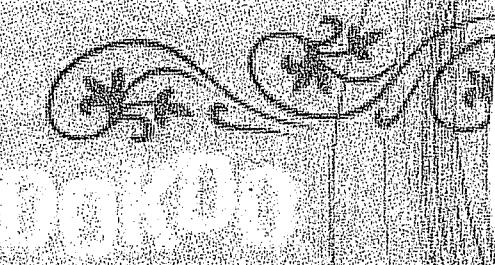
高さ：東島98.6m、西島168.5m

構成：東島と西島を中心とした89の岩礁から成る

主要島嶼：獨島警備防護隊、獨島灯台、漁民倉、接岸施設、西島階段、湧き水の泉

駐屯人員：約40名(獨島警備隊員、灯台管理人)





独島学会

会長：慎鏞夏（シン・ヨンハ）

1996年3月創立

住所：ソウル（SEOUL）特別市冠岳区新林洞 山561-1

ソウル大学校社会科学大学名誉教授室

ホームページ：www.dokdoinkorea.com